

新たな施設形態のイメージ

1 地域活動支援センターⅢ型の検討

(1) 地域活動支援センターとは

地域生活支援事業に規定する通所による事業で、

- ① 創作的活動、生産活動、社会交流の促進等の事業を行なう「基礎的事業」と
- ② 事業強化をするための3類型・・・がある。

【類型】

| | 事業内容 | 利用者／職員 |
|-------|--|---|
| I 型 | <p>①専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティア育成、普及啓発事業等を行なう。</p> <p>②相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。</p> <p>【地域生活支援センターきらら等】</p> | <p>・1日当たりの実利用人員 —概ね20名以上</p> <p>・基礎的事業による職員（2名）に加え、1名を配置し、うち2名以上を常勤とする。</p> |
| II 型 | <p>機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施。</p> <p>【谷原フレンド】</p> | <p>・1日当たりの実利用人員 —概ね15名以上</p> <p>・基礎的事業による職員（2名）に加え、1名を配置し、うち1名以上を常勤とする。</p> |
| III 型 | <p>基礎的事業の実施（創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行なう）。概ね5年以上の事業実績を有するか、または自立支援給付事業所に併設して実施。</p> <p>【未設置】</p> | <p>・1日当たりの実利用人員 —概ね10名以上</p> <p>・基礎的事業（2名）による職員のうち1名以上を常勤とする。</p> |

(2) 他区のⅢ型設置状況等

- ① 設置状況（平成22年度） 9区30事業所
- ② 事業内容
 - ア) 多くが、知的小規模作業所、精神共同作業所が前身の事業所。就労継続B型事業へ移行するまでの、経過的事業としている区もある。
 - イ) 視覚、聴覚、知的、高次脳機能障害に対象を定め、運営している区もある。

(3) 練馬区における事業内容

① 基礎調査、事業所受入状況等からの課題

- ア) 生活介護、就労継続 B 型事業等の事業類型には馴染まない利用者がいる。
- イ) 精神科病院退院後から体調が整うまでの間は、就労継続支援 B 型事業等を利用し難い。
- ウ) 障害種別によっては、既存の施設を利用しにくい現状がある。

② 想定事業内容の例示

- ア) 精神科病院から退院直後や在宅生活が長期化した方などが、就労継続支援 B 型事業等を利用するまでの間の日中活動の場としての位置づけ。
社会生活の技術習得や体調回復のためのプログラム等を実施し、利用期間を設定する。
- イ) 高次脳機能障害者等の中途障害者の日中活動の場としての位置づけ。
体調回復のためのプログラム等を実施するが、利用期間を設定せず緩やかな事業形態とする。

2 日中一時支援事業の活用

(1) 日中一時支援事業とは

- ① 障害児者の日中活動の場の確保及び障害児者の家族の一時的休息等の確保を目的に、
- ② 障害福祉サービス事業所等において、活動の場を提供し、見守り、社会適応のための訓練等を行う事業。

(2) 区内事業所の設置状況等

- ① 設置状況 3 事業所
- ② 事業内容 障害者サービス事業所に併設し、週末に障害児の預かり事業などを行なっている。

3 その他

(1) 運営方法等

2 事業ともに地域生活支援事業のため、委託により実施

(2) 検討方法

- ① 懇談会において意見をいただく。
- ② 事業者等との協議、意見交換する場を設ける。